

第三次・担い手3法について

～品確法等の改正について～

国土交通省
大臣官房 技術調査課
不動産・建設経済局 建設業課
令和6年8月

1. 品確法等改正の概要

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point
価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



建設業法 ・ 入契法
(昭和24年制定) (平成12年制定)

Point
建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
働き方改革に向けた適正な工期の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point
労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善	● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用（変更契約）	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】	● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		● I C T 活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進	● I C T 指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

2. 品確法等の改正内容

- (1) 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.6
- (2) ポイント1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善・・ p.7
- (3) ポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備・・・・・・ p.12
- (4) ポイント3. 新技術の活用等による生産性向上・・・・・・ p.15
- (5) ポイント4. 公共工事の発注体制の強化・・・・・・・・ p.21

(1)用語解説

★公共工事等（第3条以降）

○公共工事等

公共工事及び公共工事に関する調査等

○公共工事

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事

○公共工事に関する調査等

公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計

★発注者等（第7条見出し）

○公共工事等の発注者

国、特殊法人等又は地方公共団体

○公共工事の目的物の維持管理を行う国、特殊法人等及び地方公共団体（第7条第7項）

道路の権限代行など、発注者と維持管理者が異なる場合においても、国・特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質確保に努めなければならないこととする趣旨

★受注者等（第8条見出し）

○受注者

公共工事等を直接受注する元請業者（第8条第3項、第4項においては受注者となろうとする者を含む。）

○公共工事等を実施する者

受注者（元請）だけでなく、一次下請、孫請等の下請業者も含む全ての請負業者

休日の確保の推進（１）（基本理念、公共工事等を実施する者）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

（受注者等の責務）

第八条（略）

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

休日の確保の推進（２）（国、地方公共団体）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条

2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条 地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

処遇改善の推進（１）（国、公共工事等を実施する者）

■背景

公共工事の担い手確保のため、公共工事に従事する者の処遇改善のさらなる推進が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条

4 公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

処遇改善の推進（２）（発注者）

■背景

地方公共団体による発注工事を中心に、資材高騰等を受けた価格転嫁が円滑に進んでいない。適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せの防止が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十三 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

担い手確保のための環境整備（国、地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、担い手確保のための様々な取組が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（職業訓練実施者に対する支援等）

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第三十二条 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3)ポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

■背景

将来的な安定経営への見通しが持てないこと等により地域建設業者の数が減少。
地域の社会資本の維持管理が困難になるおそれ。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

(3)ポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（１）（発注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

(3)ポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（２）（発注者、受注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

（受注者等の責務）

第八条

5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

(4)ポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（１）（基本理念）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

13 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の活用（当該各段階におけるデータ（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

(4)ポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（２）（発注者、国・特殊法人・地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

(4)ポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（３）（基本理念、発注者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条（略）

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

(4)ポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（４）（公共工事等を実施する者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（受注者等の責務）

第八条

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

(4)ポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（５）（基本理念）

■背景

脱炭素化が国際的スタンダードかつ政府の重要施策となっており、公共工事においても「環境の保全」(第1条)に一層寄与できる脱炭素化の取組(GX)の強化が求められている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

14 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化(脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。)に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。

(4)ポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

技術開発の推進（基本理念、国）

■背景

新技術の開発は、短期的なコスト回収が難しく積極的に行われにくいいため、技術進歩の停滞や将来的な品質確保への支障が懸念される。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

6 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

2 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5)ポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（１）（国、都道府県）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十二條

5 国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の実施に関する助言等）

第二十三條 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

(5)ポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（２）（国、国土交通大臣）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正入契法 本文（抜粋）

（適正化指針の策定等）

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

２ 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

七 前項に規定する措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること

（要請等）

第二十条

３ 第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

４ 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(5)ポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（３）（国、特殊法人、地方公共団体）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

3. 決議、基本方針及び運用指針について

- (1) 衆議院国土交通委員会 委員会決議…………… p.25
- (2) 参議院国土交通委員会 附帯決議…………… p.26
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進する
ための基本的な方針（基本方針）について…………… p.27
- (4) 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）について…… p.30

(1)衆議院国土交通委員会 委員会決議(R6.5.22 公共工事の品質確保の促進に関する件)

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共工事の契約変更手続きの透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における個々の契約変更についても導入を検討すること。
- 二 令和六年能登半島地震を踏まえ、災害対応に不可欠な地域建設業を維持するため、地方公共団体において適切な競争参加資格や発注単位の設定が行われるよう必要な措置を講じるとともに、その担い手を確保するため、予定価格や工期の適正な設定等の諸施策が効果的に実施されるよう、発注関係事務の実施実態及び公共工事に従事する者への賃金の支払いや休日の付与の状況の把握を進め、必要な措置を講じること。
- 三 地域建設業者が災害時の地域の守り手としての役割を果たしていくためには、担い手を確保し建設機材を維持することが必要であることに鑑み、過疎地域等を含めた地方公共団体に対する公共事業の施行についての支援等を検討すること。
- 四 民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等の総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。
- 五 国の総合評価落札方式における賃上げ加点措置について、公平性や地域建設業等の維持の観点からその影響を調査し、他制度との兼ね合いを考慮しつつ運用を検討すること。
- 六 測量士等を中長期的に確保するため、就業状況の実態把握を行うとともに、更なる資格制度の改善について早期に検討を進めること。

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共工事の契約変更手続の透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者がその適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における契約変更についても導入を検討すること。
- 二 令和六年能登半島地震を踏まえ、災害対応に不可欠な地域建設業を維持するため、地方公共団体において適切な競争参加資格や発注単位の設定が行われるよう必要な措置を講ずるとともに、その担い手を確保するため、予定価格や工期の適正な設定等の諸施策が効果的に実施されるよう、発注関係事務の実施実態及び公共工事に従事する者への賃金の支払いや休日の付与の状況の把握を進め、必要な措置を講じること。
- 三 地域建設業者が災害時の地域の守り手としての役割を果たしていくためには、担い手を確保し建設機材を維持することが必要であることに鑑み、過疎地域等を始めとする地方公共団体に対する公共事業の施行についての支援等を検討すること。
- 四 民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等を考慮して総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。
- 五 国の総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、公平性や地域建設業等の維持の観点からその影響を調査し、他制度との兼ね合いを考慮しつつ運用を検討すること。
- 六 測量士等を中長期的に確保するため、就業状況の実態把握を行うとともに、資格制度の更なる改善について早期に検討を進めること。

(3)公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に 推進するための基本的な方針（基本方針）について

改正の概要

令和元年10月18日 閣議決定

【令和元年改正時】

品質法基本方針とは

- 品質法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保

を柱とする品質法の改正^(※)を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

基本方針改定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律成立

6/19 公布・施行



**夏頃 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための
基本的な方針（基本方針）改定検討開始**

※必要に応じ、会議等を通じた自治体・業界団体等関係者との情報共有

冬頃 基本方針改定(閣議決定)

(4)発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント【令和2年改正】

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
8月を目処

<意見照会>

- 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

秋
～
冬頃

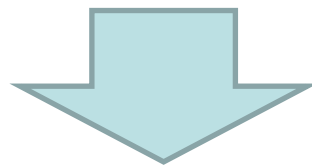
- 地方公共団体・建設業団体へ意見照会
- 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の直轄事務所等(窓口:副所長等)にも設置しております。

運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談がございましたら、お問い合わせください。



窓口は下記のページに掲載されています。

国土交通省 大臣官房技術調査課

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>